

日本外交文書

昭和期Ⅱ第一部第二卷
(昭和八年对中国関係)

外務省

序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなりうる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三十八年には明治期を、同六十二年には大正期をそれぞれ完結した。昭和期外交文書については、満州事変、海軍軍縮問題、および日米交渉（昭和十六年）等の特集とともに、すでに昭和期Ⅰ（昭和二年から六年）の外務省記録の編纂・刊行を終え、本巻で明治期以来通算一八四冊となった。

昭和期は戦災等により重要記録が多数失なわれているため、その編纂においては従来の編年方式に加え、多年度方式を導入するなどの新形式により、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるよう配慮して来た。本巻は昭和期Ⅱの第四冊目として、昭和八年の対中国関係外務省記録を編年方式により編纂・刊行するものである。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本巻が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたって、何らかの寄与を成し得れば幸いである。

平成十年七月

外務省外交史料館長

例 言

一 第二次世界大戦終結に至るまでの昭和期（昭和二―二十年）を次の三期に分けて外交文書の編纂を行う。

昭和期Ⅰ 昭和二―六年（一九二七―一九三一）

昭和期Ⅱ 昭和六―十二年（一九三一―一九三七）

昭和期Ⅲ 昭和十二―二十年（一九三七―一九四五）

二 各期においては、対中国関係事項を第一部、対欧米・国際関係事項を第二部とし、それぞれ編纂・刊行する。

三 本巻は『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第二巻として、昭和八年の対中国関係文書を収録した。なお、満州事変の関係文書は、既刊『日本外交文書』満州事変（全七冊）にも収録されているので、あわせて参照されたい。

1 本巻に収録した文書は、基本的に外務省所蔵記録によるものである。

なお、収録文書の冒頭に※印のあるものは、外務省所蔵「松本記録」に依拠した。

2 本巻ではこれら外務省所蔵記録に加え、東京大学社会科学研究所所蔵「島田文書」中の「長城線停戦協定関係綴」および「上海停戦協定関係綴」より文書を補填し、冒頭に◎印を付した。

3 収録文書は、原則として原文のままである。

4 収録文書は、編者が一連文書番号および件名を付し、各項目ごとに日付順に配列した。

5 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月15日のようにカッコを付して区別

- した。
- 6 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が分割されて発電されたことを示す。なお、本巻への収録にあたっては、文章の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。
- 7 収録文書中来信については、公信番号の下方に接受日を明記し、接受日不明のものについては当該箇所その旨を記した。
- 8 発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。また発受信者名に付す国名・地名は、辞令に基づく在勤地とした。
- 9 編者が加えた注記は、(編注)として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。
- 10 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、(欄外記入)(付箋)として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。
- 11 収録文書中(省略)(ママ)等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。
- 12 押印については、公印と私印をそれぞれ(印)と(印)に区別して記した。
- 13 巻末に全収録文書の日付順索引を付した。

目次

一 日中外交関係一般	1
二 満州国をめぐる列国との関係	80
三 満州国との諸案件交渉	175
付 満州国における邦人への課税問題	271
四 塘沽停戦協定善後交渉	315
五 華北における日本の権益発展策	406
六 中国の欧米における財政的援助要請	499
1 棉麦借款問題	499
2 欧州における宋子文の諸提案	549
七 福建新政府成立をめぐる諸問題	604
八 中国関税問題	668
九 中国排日問題	734

十 雜件

1	中国軍の上海停戦協定区域内通過問題	809
2	中国による渤海沿岸密輸取締問題	839
3	福建省などにおける米国策動説	858
4	宋子文の日本寄港問題	887
5	青島市長辞職問題	898
6	前満州国駐日代表の香港訪問事件	909

日本外交文書

昭和期Ⅱ第一部第二卷
(昭和八年対中国關係)

日付索引

一 日中外交關係一般

1

昭和8年1月16日

内田(康哉)外務大臣より
沢田(節蔵)連盟事務局長
在米国出淵(勝次)大使 } 宛(電報)

山海關事件への中国側対応方針に関する呉鉄

城および彭學沛の内話について

本省 1月16日発

合第一四二號

山海關事件ニ對スル國民政府及中央黨部首腦部ノ態度及其ノ内政上ノ立場ニ關シ吳鐵城及彭學沛(行政院政務處處長ニシテ汪精衛腹心ノ部下ナリ)カ夫々須磨及上村ニ極秘トシテ内話セル所左ノ如シ

(イ)吳鐵城(往電合第八九號所報ノ通蔣介石ノ招電ニ接シハ日上京十二日歸滬ス)

滯京中各方面ト時局ニ關スル意見交換ヲ爲シタルカ中央政府及黨部ノ責任者ハ何レモ日支關係上此ノ上ノ事態惡化ハ勿論欲セサルモ山海關事件ニ關シテハ如何ナル條件

ノ下ニモ地方的解決交渉ニ入ラサルコトニ決定シ居レリ(尙須磨ヨリ本件ヲ無交渉ノ儘放置センカ双方ノ誤解ヨリ大局上面白カラサル事態ヲ惹起スル虞モアルヘク支那側ヨリ進ンテ其ノ過誤ヲ自認シ地方的ニアツサリ片着クルコト得策ナルヘシト述ヘタルニ對シ吳ハ自分トシテハ今ノ所日本軍カ自發的ニ元日以前ノ地區ニ撤退スルヨリ外解決ノ途ナシトノ意見ナル旨ヲ述ヘタル由)

(ロ)彭學沛

宋子文ハ山海關事件カ日本軍ノ熱河占領計畫ノ第一歩トシテノ豫定計畫ナルコトハ國民一般モ之ヲ承知シ居ル次第ナルヲ以テ政府トシテ本件ヲ地方問題トシテ手輕ニ片附クルニ於テハ一般ノ攻撃ヲ受ケ其ノ立場ヲ失フヘシ依テ慎重ノ態度ヲ持シ暫ク時機ヲ待チ輿論ノ氣勢カ「クー、ダウン」シタル頃ヲ見計ヒ交渉セントスル腹ナルカ其ノ解決條件ハ支那側ノ面目ヲ立ツルモノタルヲ要スルコト勿論ナリ殊ニ日本軍カ熱河侵入ヲ敢行セントシ居ル